

## 4 副食費の取扱いについて

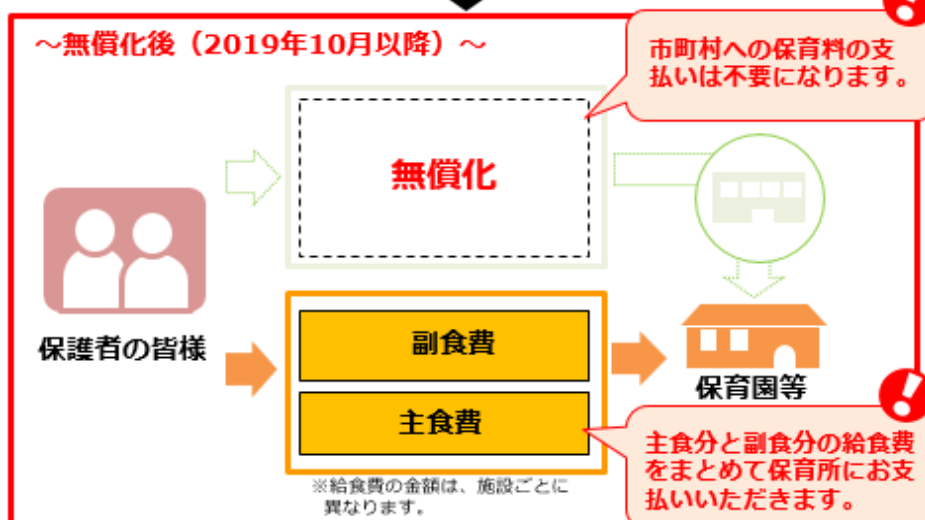
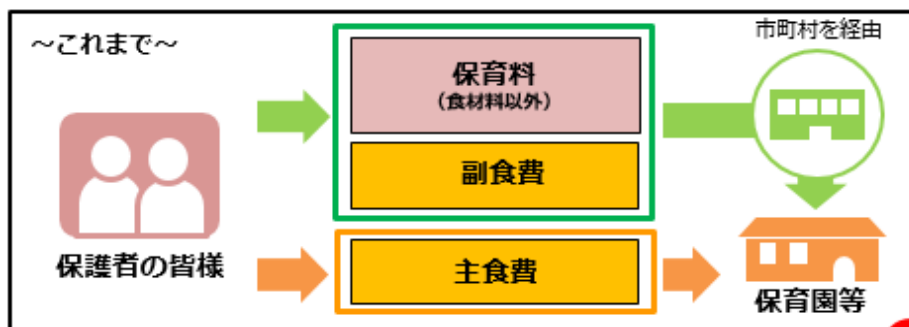
令和元年10月から、3歳児クラス～5歳児クラスのお子様については保育料が無償化されました。

ただし、保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、**保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。**

### ○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢	令和元年10月以降の給食費	
		主食費 (お米)	副食費 (おかず・おやつ)
・認定こども園幼稚園部 ・新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～ 5歳児クラス	保護者が園に支払い または お米を持参	保護者が園に支払い
・保育園 ・認定こども園保育園部	3歳児クラス～ 5歳児クラス	保護者が園に支払い または お米を持参	保護者が園に支払い ※公立保育園の場合 は市に支払い
・保育園 ・認定こども園保育園部	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	
		保育料に込み	

### ●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ



※公立保育園の場合は、これまでの保育料と同様、納付書または口座振替にて市にお支払いいただきます。

## ○副食費の免除の要件について

以下の施設を利用する子どもで一定の要件を満たす場合、施設へ支払うべき副食費が免除となります。

従来の保育料の減額・免除の考え方と同様になりますが、「年収約360万円未満相当世帯」については、従来よりも対象者が拡大されました。

対象児童	利用する主な施設	免除になった場合
3歳児クラスから 5歳児クラス	保育園・ 認定こども園保育園部・ 地域型保育事業	保護者の支払いなし
満3歳から5歳児クラス	認定こども園幼稚園部・ 新制度幼稚園	保護者の支払いなし

### (1)対象児童が第3子目以降である場合

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、副食費が免除となります。

**申請に基づき免除となります。申請がない場合は、該当になりません。**

申請の際は、入園時は17・18ページの、変更時は33・34ページの「施設利用者負担額（保育料）減免または副食費免除判定に係る申請書」の該当欄に記入の上、関係書類を添えて提出してください。

※「子ども」とは：子ども・子育て支援法第6条の子ども（18歳未満）とします。

### (2)対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

① 1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、  
77,101円未満の世帯

② 2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、  
57,700円未満の世帯

※ひとり親家庭等（「母子・父子世帯」「在宅障害児（者）のいる世帯」）については、77,101円未満

この世帯に該当する対象児童となる子どもは、**第何子目かにかかわらず、副食費が免除となります。**

「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかは、市で課税台帳等を確認の上決定いたします。

## ○副食費の免除対象となった際は

免除開始となる前月中に、市から副食費が免除となる通知を保護者あてに送付します。同時に、在園施設にも副食費が免除となる子どもについてお知らせし、保護者から徴収しないようにします。